マイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合するものに限る。以下同じ。）である場合にあっては獣医師が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書と、脚環である場合にあっては当該脚環の識別番号に係る証明書とする。）のほか、次の各号に掲げる個体等の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付し難い場合にあっては、これに代えて、当該個体等が当該区分に該当することを証する書類を添付することができる。

一　令第八条第一号の要件に該当する個体又はその個体から生じた器官等　当該個体を繁殖させた場所及び経緯を記載した書類並びに次のイからハまでに掲げる個体の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める書類

（削る）

イ　その親が法第二十条第一項の規定により登録を受けた個体又はその個体から生じた器官等　当該親に係る法第二十条第三項（法第二十条の二第二項において準用する場合を含む。第五号において同じ。）、第八項、第九項又は第十項の規定により交付、書換交付又は再交付を受けた登録票の写し

ロ　その親が令第八条第三号の要件に該当する個体又はその個体から生じた器官等　当該親に係る第三号又は第四号に定める書類

ハ　イ及びロに掲げる個体以外の個体又はその個体から生じた器官等　その親を取得した経緯を記載した書類

二　令第八条第二号の要件に該当する個体、器官又は加工品　令別表第二の表二の種名の欄に掲げる種の区分に応じ、それぞれ同表の適用日の欄に定める日前に、当該個体、器官又は加工品を本邦内において取得し、又は本邦に輸入した者が記載した当該取得又は輸入に係る経緯を明らかにした書類

三　令第八条第三号イ又はロの要件に該当する個体、器官又は加工品　輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第四条第一項の規定による輸入の承認を受けたことを証する書類であって通関を証するものの写し

四　令第八条第三号ハの要件に該当する個体、器官又は加工品　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定により交付された輸入許可書の写し、同法第百二条第一項の規定により交付された輸入に係る通関の証明書の写し又は条約に基づき輸出国の政府機関が発給した輸出許可書若しくは再輸出証明書であって、通関を証するものの写し

五　第一号から第四号までに掲げる個体であって、既に登録を受けたもののうち、当該登録の有効期間が満了したもの（当該登録を受けた時からその有効期間が満了する時までの間にされた当該個体に係る全ての譲受け又は引取りに係る法第二十一条第五項の規定による届出がされたものに限る。）　当該個体に係る法第二十条第三項、第八項、第九項又は第十項の規定により交付、書換交付又は再交付を受けた登録票の写し

2　環境大臣（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、個体等登録機関）は、法第二十条第二項の規定により登録の申請をした者に対し、同項の申請書及び前項の書類のほか、同条第一項に規定する登録要件に該当することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

一　令第四条第一号の要件に該当する個体又はその個体から生じた器官等　当該個体を繁殖させた場所及び経緯を記載した書類並びに次のイからニまでに掲げる個体の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める書類

イ　その親が法第十三条第一項の許可を受けた個体又はその個体から生じた器官等　当該親に係る法第十三条第一項の許可を受けたことを証する書類

ロ　その親が法第二十条第一項の規定により登録を受けた個体又はその個体から生じた器官等　当該親に係る法第二十条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により交付、書換交付又は再交付を受けた登録票の写し

ハ　その親が令第四条第三号の要件に該当する個体又はその個体から生じた器官等　当該親に係る第三号又は第四号に定める書類

ニ　イからハまでに掲げる個体以外の個体又はその個体から生じた器官等　その親を取得した経緯を記載した書類

二　令第四条第二号の要件に該当する個体、器官又は加工品　令別表第二の表二の種名の欄に掲げる種の区分に応じ、それぞれ同表の適用日の欄に定める日前に、当該個体、器官又は加工品を本邦内において取得し、又は本邦に輸入した者が記載した当該取得又は輸入に係る経緯を明らかにした書類

三　令第四条第三号イ又はロの要件に該当する個体、器官又は加工品　輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第四条第一項の規定による輸入の承認を受けたことを証する書類であって通関を証するものの写し

四　令第四条第三号ハの要件に該当する個体、器官又は加工品　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定により交付された輸入許可書の写し、同法第百二条第一項の規定により交付された輸入に係る通関の証明書の写し又は条約に基づき輸出国の政府機関が発給した輸出許可書若しくは再輸出証明書であって、通関を証するものの写し

（新規）

2　環境大臣（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、登録機関）は、法第二十条第二項の規定により登録の申請をした者に対し、同項の申請書及び前項の書類のほか、同条第一項に規定する登録要件に該当することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。